ポリエチレン
ポリスチレン
ポリプロピレン
石油樹脂
合成ゴム（合成ラテックスを含む。）
スチレンモノマー
フェノール
ビスフェノールA
無水フタル酸
テレフタル酸
純ベンゼン
純トルエン
キシレン
オルソキシレン
パラキシレン
エチレン
酸化エチレン
エチレングリコール
エチレングリコールエーテル
アセトアルデヒド
酢酸エチルアルコール
二塩化エチレン
プロピレン

に改める。

ポリプロピレングリコール
エピクロルヒドリン
イソプロピルアルコール
合成アセトン
メチルイソブチルケトン
アクリロニトリル
アクリル酸エステル
合成オクタノール
合成ブタノール
メチルエチルケトン
ブタン・ブチレン
ブタジエン
分解ガソリン

酸化プロピレン
プロピレングリコール
ポリプロピレングリコール
エピクロルヒドリン
イソプロピルアルコール
合成アセトン
メチルイソブチルケトン
アクリロニトリル
アクリル酸エステル
合成オクタノール
合成ブタノール
メチルエチルケトン
ブタン・ブチレン
ブタジエン
分解ガソリン

附　則

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査については、なお従前の例による。